

ケアステーション オスピタリテ 運営規定

(事業の目的)

第1条 ケアステーション オスピタリテ(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が要介護状態、要支援状態または事業対象者の高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- (1) 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護・その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアステーション オスピタリテ
- (2) 所在地 旭川市10条通21丁目1番地の13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。(指定訪問介護と第1号訪問事業を兼務する)

- (1) 管理者1名
管理者は事業所の従業員の管理及び業務を一元的に行うとともに、自ら指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスの提供にあたるものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上(1名は管理者兼務)
サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスの利用申込に関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導・訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の作成を行う。
- (3) 従業者
訪問介護員(2級以上)5名以上 訪問介護員等は指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし土曜・日曜・祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分まで
(ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする)

(指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスの内容)

第6条 指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスの内容は次の通りとする。

- 指定訪問介護
- ①身体介護

②生活援助

第1号訪問事業

- (イ) 訪問型独自サービスⅠ（週1回程度）…事業対象者・要支援1・2
- (ロ) 訪問型独自サービスⅡ（週2回程度）…事業対象者・要支援1・2
- (ハ) 訪問型独自サービスⅢ（週2回を超える程度）…要支援2

（利用者から受領する費用の額）

第7条 事業所が指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスを提供した場合の利用料の額は次の通りとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者ごとの負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ・指定訪問介護 厚生労働大臣が公示で定めた額
- ・第1号訪問事業 国が定める額を上限として旭川市長が定めた額

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスに要した交通費はその実費を徴収する。

(1) 通常の実業の実施地域10キロメートル未満 200円

(2) 通常の実業の実施地域10キロメートルを更に越えて4キロメートル増すごとに 50円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の実業の実施地域）

第8条 通常の実業の実施地域は旭川市の区域とする。

（苦情処理）

第9条 訪問介護サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置し担当者を配置します。

（人権擁護・虐待の防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話設置等を活用して行う事ができる)の設置。
- (4) 虐待防止の為の指針の整備。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 担当責任者の設置
- (7) 成年後見制度利用支援

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は指定訪問介護及び第1号訪問事業サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(身体拘束等の禁止)

第 13 条

- 1 事業者は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。但し、入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体拘束等を行うことがあります。
- 2 前項により身体拘束等を行った場合、事業者は、事態発生時の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、身体拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行った時間等を記録に残し、これを整備します。
- 3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- 4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 5 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(ハラスメント対策)

第 14 条 事業所は、利用者へより良い介護保険サービスを提供できる環境を確保するとともに職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメントを防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業所内におけるハラスメント防止のための指針を整備し、従業者へ周知徹底を図ること
- 2 定期的なハラスメント防止のための指針の見直し及び変更
- 3 定期的な研修の実施：年1回以上(採用時研修：採用後1か月以内)

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防又はまん延の防止の為に検討委員会(テレビ電話設置等を活用して行う事ができる)をおおむね6月に一回以上開催すると共に、その結果を訪問介護員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は訪問介護員に対し、感染症の予防又はまん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修の実施
- (2) 継続研修の実施

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者と雇用契約の内容とする。

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項はエーエイチツーワイ株式会社代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第19条 事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害される事を防止する為、方針の明確化、定期的に必要な研修を行なう。

附則

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行します。

この規定は、令和 5年 9月 11日から施行します。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行します。